

燕市告示第 78 号

燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年 3月30日

燕市長 鈴木 力

燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内の青少年の夢を実現するための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察等の企画活動を支援し、もって地域の将来を担う人材を育成するために、予算の範囲内において、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、青少年が将来なりたい自分を設計し、実現するための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察等の企画活動及びアイデア活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする活動
- (3) 他の補助金等の交付を受ける活動
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動
- (5) その他補助対象事業として適当でないと認められる事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、補

助対象事業の実施に際し、20歳以上の大人から支援が受けられるものとする。

(1) 市内に住所を有する高校生から 20 歳以下の者(以下「個人」という。)

(2) 市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生から 20 歳以下の者が代表者となる 3 名以上の団体(以下「団体」という。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

(3) 受講料及び参加費

(4) 謝金

(5) 会場借上料

(6) その他市長が必要かつ適当と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1個人につき1事業あたり10万円を、1団体につき1事業あたり25万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする個人又は団体(以下「補助事業者」という。)は、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に定める申請書又は添付書類について、記載すべき事項の一部又は同項に定める添付書類の一部

を省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査して補助金の交付又は不交付を決定し、補助事業者に対して、速やかに燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、補助金の交付を決定することができる。

(交付決定の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、第6条から第8条までの規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助変更承認通知書(様式第4号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業終了後から起算して30日以内に、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の関係書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対して、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により、通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第7条の規定による決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付及び請求)

第12条 補助金は、補助対象者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、地補自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の規定により補助金の全部又は一部を事前に概算払いにより交付することができる。

3 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付請求書(様式第7号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 決定通知書の写し

(2) その他市長が認める書類

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) この告示の規定又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定に係る取消しをした場合には、速やかに補助事業者

に対して、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(庶務)

第15条 この補助金に関する事務は、燕市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。